

農業

農薬の使用について

食品に残留する農薬などに関する新しい制度（ポジティブリスト制度）がスタートしました。農産物を安定的に生産するためには農薬や飼料を必要としますが、私たちが口にする時には健康への悪影響がないようにすることが必要です。

これまで食品衛生法では残留基準が設定されている農薬などは283品目（平成17年11月28日現在）で、国内外で使用される多くの農薬等に残留基準が設定されていませんでした。この度、食品衛生法の改正によりこれまで残留基準のあるものも含め799成分の農薬などに残留基準が設定されました（ポジティブリスト制度）。この基準値をオーバーしてしまうと農産物の販売が原則禁止され、出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。農薬の使用についてはこれまで以上

に気をつけましょう。

なお、国内で登録のある農薬については、使用方法を守り適正に使用していれば、残留基準を超える心配はありません。

ポジティブリスト制度で気をつけること

○農薬のラベル内容を確認し、農薬使用基準を守りましょう。
○使用する農薬が隣地へ飛散しないようにしましょう。

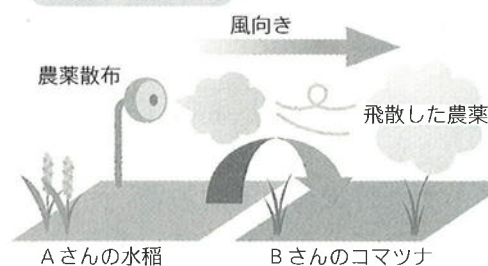
他の作物を対象にした農薬が飛散し、近隣のほ場で生産・出荷する農産物から残留基準を超過して農薬等成分が検出される可能性があります。
○隣接するほ場に、異なる作物や収穫間近の作物が栽培されている場合は、散布量、区域、風の向きなどに気をつけましょう。

○農薬を使用することをまわりの栽培者に伝え、日頃から地域の農業者同士が連絡を取り合いまししょう。

☆農薬の使用に当たって

使用する農薬の選定や、散布方法に関する内容については農

農薬飛散のイメージ



業改良普及所の改良普及員や農業協同組合の営農指導員などからアドバイスが受けられます。

☆ポジティブリスト制度についての問い合わせ

鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課
☎0857-26-7247
西部総合事務所生活環境局生活安全課
☎0859-31-9321

農作業標準労働賃金協定額

大山町農業委員会から平成18年後期農作業標準労働賃金協定額をお知らせします。期間は、平成18年8月～平成19年3月末までです。

この協定表は、全町の標準額です。地区によっては相違がありますし、農地の状況によっても異なりますので、標準労働賃金表を参考に話し合いにより決定してください。

◆お問い合わせ先

大山町農業委員会
☎0859-54-5206

平成18年後期 農作業標準労働賃金協定表 (消費税込表示)

作業名	協定額 (税込み)	摘要	賄いなし	
稲刈	バインダー (10a当り)	7,800円		すみ刈りは、委託者でおこなう
	コンバイン (10a当り)	15,400円		1. カッター使用の場合は600円加算 2. 結束機使用の場合は2,200円加算 3. すみ刈りは、委託者で行う 4. 倒伏の場合は次のように加算する 5割～7割の倒伏 1割増 7割以上の倒伏 2割増
一般労務	800円	1時間当たり		
耕耘	耕耘機	6,000円		農地の状況により適宜加算
	トラクター (10a当り)			
稲脱穀	ハーベスター (10a当り)	7,400円		
堆肥	散布	2,200円	1. 1トン当たりの料金とする 2. 堆肥料金は別途料金とする	